

平成 27 年度 第 2 回 人権審議会会議録

日 時 平成 27 年 10 月 28 日 (水) 午前 10 時～正午
場 所 橿原市役所 4 階 委員会室

出席委員: 蘆村 修委員、上田 勝弘委員、上田 剛委員、大北 かずすけ委員、
奥田 寛委員、小西 満洲男委員、坂根 満委員、島本 郁子委員、
たけだ やすひこ委員、鄭 順子委員、寺前 耕一委員、西谷 幸一郎委員
福西 満委員、榎谷 佐千代委員、森田 英嗣会長、吉田 由華委員
欠席委員: 米田 勝彦副会長、佐々木 育子委員、宗川 文雄委員、辻本 正教委員

出席者: 岡崎副市長、吉本教育長、西村危機管理監、杉田総合政策部長、西田総務部長、
北嶋生活環境部長、福角まちづくり部長、田原生涯学習部長、辻岡教育総務
部長、鶴田市民文化部長、福井福祉部長、榎谷健康部長、松村市民文化部副
部長、中西人事課長、庵坂企画政策課長、河野市民課長、中川産業振興課長、
吉村福祉総務課長、小路障がい福祉課長、藤井子育て支援課長、栗原こども
未来課長、村井健康増進課長、加護介護保険課長、戸田学校教育課長、西田
人権教育課長、黒岩社会教育課長、鈴木飛騨コミュニティセンター所長、
西村大久保コミュニティセンター所長

事務局: 青木人権政策課長、北村人権政策課長補佐、永長人権係長、阪田主査、本塚
人権政策指導員

傍聴者: なし

議題: 【協議事項】 「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」
について
【報告事項】 差別事象の報告

(司会)

みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。
本日は、委員の皆様方には公私ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとう
ございます。本日の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いい
たします。それでは最初に、副市長よりご挨拶申し上げます。

(副市長)

みなさん、おはようございます。本日、委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。みなさんもお存知のように、この日曜日に市長選挙が行われまして、森下市長の市政が継続という形で結果が出ております。その継続をさせていただくことに対しまして、あらためてお礼を申し上げたいと思います。

この人権審議会の内容につきましても、人権への取組というのも、一番大切なのは継続していくことだと思っております。継続して、一つでも一歩でも前へ進めるような取組をやっていききたい。そのような中での行政としての取組も重視してまいりたいと思います。本日議題に入っております「実施報告及び実施計画の書式の内容」につきましても、前回にご審議いただきまして、いろいろご意見をいただきました。その内容も含めまして、今回委員のみなさんにご提示し、見ていただきながらご審議をお願いしたいと思っております。短い時間ではございますが、この人権の取組が先ほどにも言いましたように、少しでも前へ進んで成果を残せるように私どもも取り組んでまいりますので、これからもよろしく願いいたします。本日はご出席ありがとうございます。

(司会)

また本日欠席のご連絡をいただいております委員の方についてですが、米田委員、佐々木委員、宗川委員、辻本委員におかれましては所用により、欠席されておられますので、ご報告させていただきます。

本日は市側より、副市長、教育長をはじめ関係部長、さらに檀原市人権問題啓発推進本部の関係課長も出席しております。

【資料の確認、マイクの使用説明】

本日の出席 16 名、欠席 4 名でございますので、「檀原市人権審議会規則」第 5 条第 2 項にもとづき、出席者の過半数により、本審議会が成立することを申し上げ、ただ今から平成 27 年度第 2 回人権審議会を開会いたします。

また、今回も「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会及び会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

【『異議なし』の声】

(司会)

異議なしということで、公開させていただきます。また、本審議会は会議録を作成するため音声を録音させていただいております。本日傍聴希望の方は、おられません。

それでは、檀原市人権審議会規則第 5 条第 1 項により、「会長が会議を招集し、その議長となる」となっておりますので、以降の進行は、会長をお願いいたします。

(議長)

みなさん、おはようございます。大変気持ちのいい季節になりまして、毎日過ごしやすい季節で大変うれしく思っております。本日もまたお忙しいところ、委員のみなさまにお集まりいただき、本当にありがとうございます。

本市の人権の取組をより充実させていくため、本日も活発なご意見お考えを、披露していただければありがたいなと思っております。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題の協議事項「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」(案)につきまして、事務局からご提案をお願いします。

【『檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画』について事務局より説明】

(議長)

資料の1に関しましては、事前に委員のみなさまには、郵便によってお手元に届いておるところでございます。これについて、細かく見ていくことはしませんので、皆さんご専門のところでお目を通していただいていると思いますので、ご意見をいただきたく思います。最初の目次のところを見ていただくと、1番に「主な取組の概要」というところがございます。一つ一つ、今ご説明いただいたところですが、これについてまずご意見・お気づきの点があれば、お伺いしたいと思います。

(委員)

前回に引き続いて、外国人教育が何か一つ進展を起こす実感を持ってうれしく思っています。10ページ「6 外国人」のところの文章の中に、最初に外国人の現状を知ること。そして、現状を踏まえ、その後、課題として何かと言うところで、教育指針のところにも載っていたと思うんですけども、自国の民族を継承する機会の場を設定していくところと、新たに來られた外国の方たちの問題をきっちりと踏まえてやっていく内容と、その外国の人たちと日本の人たちがどのように交流し、自分たちの民族を含め、日本人の民族も含め、考えていく機会となっていくので、3点の項目がほぼ挙がっていると思うのです。けれど、この文章を読んでいて、その3つがごちゃごちゃになっているという感覚を持ちます。ここをもう少し整理してほしいということで、今回外国人の継承する機会も踏まえた取組をしていただく機会ですので、この辺の文章をもう一度整理していただけたらという思いで読ませていただきました。

(議長)

今10ページの「6 外国人」というところについて、3つの視点がもう少し整理されたらいいなということですけど、このことについて事務局どうですか。

(人権政策課長)

ただ今の質問に対して、今現在「外国人」の項目でこういう形で入れさせてもらっていますが、委員さんと何回か話し合う中で、ニューカマーの方、オールドカマーの方に対する事業もこの事業実施報告の中に盛り込んでいくために、話し合いの機会を持っていきたいと考えております。先ほども紹介したわけですが、本年度12月にイベントの

機会を設けて、それぞれの自国の文化を継承、あるいは感じ取れる場を設けるといふ形でさせていただきます。この辺の文章表現も検討を加えながら変えていきたいと考えています。

(議長)

少し整理していただけるとのことなので、反映していただけるものだと思います。その他、この概要の部分につきましていかがでしょうか。ここでは、基本的な認識と現状と今後の方向とがあるわけですから、基本的にこれでよろしいということではないでしょうか。

(委員)

この概要の範囲の中になるかどうかよく分からなかったんですが、先ほど係長が説明をずらずらとしていただいた最後に、人権意識調査をやっていくというような表現が出てましたよね。それは、資料の中でそのデータがあり、資料編の中でその協議をするわけですか。どっちかという、その概要の中でまとめとして、最終的に今こういう状態であるから、今後こういうふうには伸ばしていきたいとか。そういうまとめにあたる内容ではないかなという気がしたんですが、その辺はどういう扱いになっていますか。

(人権政策課長)

ただ今の委員の質問ですが、前回は平成16年度に市民意識調査を実施しておりまして、平成18年度に「檀原市人権施策に関する基本計画」を策定しております。この計画を策定する前段で市民の意識を知ることということで、意識調査を実施しておりまして、それから10年が経っています。今現在もお差別事象が起こっている中で、市民の意識がどのような形で変化しているのか。あるいは先ほど述べましたように、新たな人権課題、ヘイトスピーチとかいろいろな人権課題が起こっている中で、そういったことに対して市民の方が知っておられるかどうかといったこともあります。そういったものを市としては把握していく必要もあろうかということで、今後に向けて意識調査をやって今の基本計画の見直し、新たに追加するもの、あるいは変えなければならないものについても、材料として持っていきたいと考えておりまして、今回意識調査という話をさせていただきます。

(議長)

今、委員のご質問で、これを概要のところ記述されたらどうかというご提案だったのでしょうか。

(委員)

不勉強で申しわけないですが、前回の人権意識調査の内容とかが頭の中に入らないんですよ。勉強させてもらわなければいけません。個別の当然データというのがありますよね。それが資料の中とかに当然、がんばって充実させて入れてくださっているわけです。

それらのデータを集約したときに、最終的にざっくりいうと檀原市の市民の人権意識が上がっているのか、下がっているのか。大まかに差別を受けていると感じている人が増

えているのか、減っているのか。全体の大まかな傾向のポイントが最終的につかめないといけません。そうでないとデータ集約できてないという話になりますのでね。そういうデータがあるのであれば、結構大掛かりな調査でしょうから、10年毎でもいいですけども、ポイントポイントをちゃんと示していったって、10年毎に、今こういうポイント数である。それが上がってくるか下がってくるかによって、10年毎に人権の我々がやっているところの行政が成功しているか、失敗しているかというところの評価が出てくるのではないんですか。だから、そういう大きなポイントを概要の中のまとめとして、盛り込むことも考えてもらいたいと思って、申し上げているわけです。当然データとしても必要ですが、それは人権行政の目的の一つではないですかということを行っているわけです。今年度で書けなくていいです。データが出てくる段階では、当然ここに入れてもらわないと困る。

(人権政策課長)

人権の意識調査につきましては、まとめた冊子がございます。そこには、委員がおっしゃっておられるデータも載っています。今後意識調査をするに当たっては、当然この審議会にもお諮りさせていただいて、過去のデータがどうなっていて、同じような内容を入れないと市民の意識の変化もつかむことができませんので、そういった項目も勿論入れ、あるいは、新たな項目等を追加する中で、今後行う意識調査を考えております。次の意識調査を実施するときには、その都度、その都度審議会に諮りながら、前回のデータも見比べていただきながらご審議願おうと思っております。今、この概要に掲載となれば、かなりの量にもなりますし、直接この概要に入れるというのは今のところ考えていません。別個に冊子としてありますので、その冊子を見ていただいて、今後の意識調査の項目等も検討していただきたく、この審議会にもお諮りして進めていきたいと考えています。

(議長)

委員のご提案は、大きな調査をされるわけなので、された場合に概要のところは全部でなくてポイントでいいので、こういう結果が出たので、こういう施策をしていくんだという概要を次回から結構なので、反映させていただく方向でお願いできないかということだったと思います。今この時点では、前回の調査が10年前のものになってしまうので、それを入れるよりも、もし新しい調査をされるのであれば結果が出た時点で、市民の意識がどう変わっているからこういう施策を積んだというような、調査の結果から施策との関連がわかるようにしていただければ望ましいかなという気が私もあります。この辺りどうですか。

(人権政策課長)

今、議長がおっしゃられましたように、ポイントを載せるという形の掲載はさせていただけるかなと思います。前回でも意識調査をして、課題というものも出てきておりま

す。この課題等も踏まえた中で、ポイントだけを簡単に載せていく形も考えていきたいと思えます。

(議長)

事務局には、本当にこの間資料をたくさん準備していただいたり、書式を整えていただいたり、大変なお仕事をしていただいております。今のことも合わせて、実際データすべてでなくてもいいので、そのような感じでご提示いただくと、市民の方もこういう結果だから、こういう施策をなされているんだなということが分かりやすくなるかなという気が確かにするので、いいご提案だったと思えます。委員、こんなところでどうですか。

たぶんそういう趣旨だったと私は思ったので、いいでしょうか。

(委員)

基本的に議長さんがおっしゃっていただいたので、これ以上申し上げませんが、要するに今申し上げたのは、別冊としてデータの集約本があって当然だと思うんですよ。それはそれでありがたいです。この中に直接盛り込んでくれと言ったのではない。別冊のその資料の中でも、特に一番大きなデータ、全体としてこの町の人権意識が上がったのか下がったのかみたいな傾向が見えるような、一番重要なポイントのデータは人権行政全体の目標値として示しておいてもいいんじゃないかということをお願いしました。概要の中に10年毎の数字でも入れてもらえたらという話をしたので、今年度まだ直近のその数字のデータが出てなかったら、別にこだわりませんので、調査が出た時点で書き方を考えてくださいねということです。

(議長)

では、この件についてはこのような形で終えたいと思えます。その他概要についてどうでしょうか。

よろしいでしょうか。では、個々の事業に関する報告、13ページのところからあるんですが、前回はいくつかページを区切ってやっていったという経緯があります。今回は、みなさんもお目を通していただいておりますので、13ページから76ページまで、どこからでも結構ですからご意見をいただければと思います。可能であれば最初全体的な構造について、具体的に立ち入るということは後半に回してもいいかなと思うんです。まあ、どちらからでも結構ですので、お気づきの点があればご意見いただけるといいでしょうか。委員、先ほど言いかけたことがあるようですが、いかがですか。

(委員)

「外国人」の部分ですので、16ページから19ページまでの4ページです。実は質問だったんです。分野のところ、「6」(外国人)ということで提示しているのですが、資料編との対応というところで、後ろの資料のページが載っています。例えば、16ページであれば、対応ページが85ページになっていますね。85ページを開けて、外国人のところはどうなっているのかなと見られると思うんですね。そういう意味ではいい

などと思って、見せていただいていたんです。けれど、今この16ページの企画に対しては、対象が幼稚園・小学校・中学校及びその保護者となっているので、85ページだけではなくて、80ページの「外国人住民国籍別人員数」のページも必要ではないかなというふうに思いましたので、ここは80ページも入れてもいいのではないかなということ。それから、分野も「外国人」だけになっているんですけど、「人権全般」ではないのかなと。外国人を意識してくださっているということを考慮するのであれば、「6」と「11」と提示してもらうのがベストかなというふうに思います。それはなぜかと言いますと、17ページの対象は市内在住・在勤の外国人と提示しています。だから分野は「6」外国人であろうということで「6」が理解できる。だけど、市民の人たちが対象になっているところに、「6」の外国人だけを載せるということは少し違うかな。より分かりやすくする為に、19ページであれば、外国人の「6」と人権全般の「11」も入れてもいいかなと思いました。そして、対応ページのところも、19ページであれば80ページと入れてもいいと思って、対応ページの表し方と分野の表示の仕方をもう一度丁寧に教えてもらったかなと思います。

(議長)

今回は書式の整理ということで、私も見させていただいて、非常に分かりやすくなっていて、関連部局の方には大変ご苦勞をおかけしたと思います。市民の方にもはるかに分かりやすくなったかなと思っています。今、委員からご質問ありました点、どういう方針とか原理で分野を決め、また資料の対応ページとなっているかご説明いただけますか。

(人権政策課長)

今回新たに対応ページ・分野という形で入れさせていただいているわけですけど、私どもの方で各課からこの資料を集約させていただいて確認しています。その中で、一つの課で「人権全般」となっていたのが、「同和問題」の分野ではないかといったことで、変えさせていただいております。今回、委員さんから分野のことで、対象が幼稚園・小学校・中学校及びその保護者となっていますので、一般市民全体ということで、「人権全般」「6」「11」という形で入れていったらどうかというご提案をいただきましたので、変えていく方向で考えたいと思います。あと、対応ページにつきましても、やはり関連するところは入れていく方が、参考として見ていただく時に分かりやすいかなと考えておりますので、できるだけ事務局の方で確認しながら、関連する資料については対応ページに載せていきたいと考えています。

(議長)

分野、まあピンポイントになるかもしれませんが、「人権全般」というのは入る場合と入らない場合とがあるかもしれませんが、その辺りの切り分けと申しますかその辺りまたお考えくださればありがたいかなと思います。対応ページも複数ページになってしまう場合もあると思うんですけど、記述方法とスペースの問題もありますけれど、工夫し

ていただいて、できるだけ関連資料が検索できるようにしていただければありがたいと思います。委員、こんなところでよろしいでしょうか。はい。その他、いかがでしょうか。

(委員)

同じく17ページあたりですが、外国人の方に対する予算ですけど、2014(平成26)年度の翻訳業務が14万7千円の予算で5万円の決算額ですか。そういうふうに書いていますね。去年ぐらいたとこういう認識だったのかも知れませんが、2015年においても、14万7千円の予算というのはちょっと厳しい気がしますね。いわゆる一般の市民の方から、外国人の方に対する問題意識よりも、むしろ観光という観点からホームページをもう少し充実させるべきだと、外国語のですよ。ホームページをもっと充実させるべきだという意見を多数いただいております。例えば、市内のどこそこにトイレがあります。身障者用のトイレがあります。みたいな情報が英語なり、中国語なり、韓国語なりで、すぐに分かるような形がきちんとできていたら、それはこの町に住んでいる外国人の方だけでなく、新しく訪れる外国人の方にとっても、非常に有益な情報となる。だから、暮らしやすい町をつくるという作業が、自動的に外国人観光客を増やす施策につながっていくんじゃないかという意味合いを含めて、そういう方面はもっと充実させていくべきだと考えます。ホームページに対して、外国人向けの観光とかそういう部分も意識した情報を付けようとしたら、予算14万7千円で決算5万円というのはありえないくらい少ない数字だと僕は思うんですよ。要望でかまいませんが、がんばってほしいです。もう一つは、例えば14ページの女性リーダーの話がありますね。事業の課題として、「参加者が限られるため、云々」とありますが、参加者が何人とも書いていない。他のページにはイベント毎に参加者が何人と書いてあるページもあります。けれど、このページは、参加者は何人なのでしょうね。研修を受けた女性リーダーは。予算的に非常に厳しいですけど。少なくとも事業課題として、参加者の人数が少ないことが事業課題とするならば、参加者の人数ぐらい書いてほしいと思います。重箱の隅つきで、大変申し訳ないのですが。

(議長)

今、二つお話があったように思います。前半の方のホームページのことは、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

(企画政策課長)

観光施策等々のホームページの外国語対応という形ですが、現在も檀原市のホームページすべて外国語対応できるようになっております。今回載せておりますこの人権に対する14万7千円でございますが、こちらの方は実際委員さんご承知のとおり、檀原市で住んでおられる制度の改正点に対応している分だけのものがございます。あと、観光面のホームページにつきましては、すでに外国語対応していると認識しております。

(委員)

情報量が少ない。

(企画政策課長)

情報量につきましては、今後またご意見もいただきましたので、検討していきたいと思えます。

(人事課長)

委員がお尋ねの女性向けの研修のお話しです。課題として記載させていただいております「参加者が限られる」の表現ですが、実際に参加していただいております職員さんは1名、各研修1名、多くても2名に留まるところです。我々が苦慮しております項目といたしましては、“研修行きませんか”と慫慂します。「研修に参加してもっと磨いて行きませんか」とお話しさせていただいた時に、“業務面で多忙である”もしくは“家庭での事情で参加を見合わせたい”とお答えになる職員さんが多ございます。この辺の事情で参加していただける方がどうしても限定的になってしまうということを記載したつもりでございます。

(議長)

今の後半の方のお答え、いかがですか。人数を挙げていただきたいというご要望だったのでしょかね。

(委員)

国自身としても女性の活躍の場を広げていくという目標を大きく示している中、女性リーダーが誘っても研修に参加したいと手を挙げる人が少ないという意味なのですか。それは、この研修をやってレポートを出してということを地道に繰り返して行って、最終的に仕事に活かすことができるたら、昇進につながりますよみたいなアピールをちゃんとしていけばいい話と違いますか。予算的な問題なのか、本当に人の方がやる気を出してくるような話の向け方ができてないのかがよく分からないのです。実際のところ、この櫃原市の中で女性の管理職が未だ少ないと指摘されるような状況において、それを改善するつもりがあるのかどうかというところの具体的な施策として、これがあるのではないかなと思うのであえて言うわけですよ。お答えが難しかったら、また別の機会にさせてもらいます。

(人事課長)

委員が、おっしゃっていただいている通りです。私どもの考えていることと相違ありません。この研修を一つのきっかけとしていただいて、リーダーになっていただく動機付けを図っていきたいという趣旨で研修を行っていますし、予算化も捉えています。繰り返すようですが、なかなか参加していただけない事情を抱えておられる職員さんも当然おられます。それは、家庭の問題であったり、職場の問題であったり、さまざまです。委員がおっしゃるように女性が社会の中で活躍していけるように、人事課としてはこの櫃原市役所を一つの職場として、より活性化させていくつもりは当然でございますし、女性管理職も目標として30%目指して進めていきたいという取組に変わりはありません。

(議長)

見直しの上継続となっているのは、そういう意味があるということでございます。いかがでしょうか。そしたら他の委員の方もお気づきの点等ご意見いただけたらと思います。

それでは私の方から、12ページと13ページの間に一覧表があります。これをずっと見て分野というところを見ていきますと、分野の番号が書いてありますけれど、「8」と「9」が特に頭出しされている分野がないような感じではあるんですけど。これについては、どんなふうに考えていけばいいですかね。「人権全般」というところでやっているということになっていて、バランス的にはどのように把握すればいいのでしょうか。

(人権政策課長)

「8」と「9」の分野がないということですが、「人権全般」の中に含まれるものもございまして、あと私どもの方で事業を集約しておるわけですけれども、まだ、すべてがまとめきれてないもの、例えば他の課で取組をされているもので、集約できていないものもあるかと考えています。その辺りも人権政策課で、また精査もしていかなければならないと考えております。分類分けの中で「インターネット等による人権侵害」「性同一性障がい者」については、実際私どもの課でも啓発という意味でやっておるところもございまして。ただ、どの辺りまでをここに載せるのか、当然予算等を伴うものがほとんどですが、そのものを載せるのか、その辺りがまだ整理できていないところもあります。この辺は精査しながら、事業として挙げられるものがあれば挙げていきたいと思っております。

(議長)

挙がっているのが望ましいのでしょうかね。そういう意味ではされていることがあれば、積極的に挙げていただければありがたいと思います。

(委員)

先ほどの話の延長上の話になりますが18ページ、これも外国人の方の生活相談に関する相談件数のデータを挙げてくださっているわけですね。こういうのは我々素人なので一つ一つ当然知らないし、勉強してもどうかというところもありますけれど、原課の方で非常に個人的な内容ではなくて、少なくともある程度一般化されるような情報であれば、Q&A方式で「こういう質問が来ました」、「こういう回答を返しました」ということを英語バージョンや中国語バージョンで作って行って、ホームページにアップしていけば、実際のところその相談の電話を掛ける前にホームページを見たら相談しなくても話が分かったというような答えが出てくる。そういう作業を地道にやっていくということはある程度考えていくと、これは仕事が増えるのではなくて、行政サイドの仕事をむしろ減らすことができると思うから、あえて言っているのです。1回目は非常にしんどいかもしれないが、2回目以降だんだん楽になっていく。相談件数もだんだん減っていくはずです。そういうような事を考えれば、ホームページを充実していくというこ

とは、さっきの予算では少ないように思いますという話に返ってくるわけです。原課としてどこまでやらなければならないかと思っておられるのか、その辺が見えてこない。もう一つ、一番初めに目に付いたところです。13ページ。これは事業課題として、多くの職員が参加できるように配慮して参加日程の調整が必要みたいなことを書いてあるんですが、水曜の午後なのですか。次の年も水曜の午後になっている。これは事業課題として挙げていながら、結局見直しはしなかったという意味ですか。これ意味分らないので教えてください。

(議長)

よろしいでしょうか。二つですね。まず、最初18ページの部分でのご質問です。

(企画政策課長)

現在の相談業務でございますけれど、現在委託業務として発注しております。その内容等々の全体的な、Q&Aに載るような内容であったらQ&Aを作っていたらどうかということでございますけれど、その内容を精査いたしまして、また今後それに対応できるかどうかということも、検討していきたいと思っております。

(議長)

そうしましたら、13ページの方は人事課さんですか。よろしく申し上げます。

(人事課長)

委員お尋ねの開催の日程のお話です。実際には講師先生との協議の中で決まってくることもございますので、ここで「配慮が必要」という意味の趣旨といたしましては、職員の参加率を指しています。すべての職員は業務の関係もございまして、実際には参加できません。参加率をより高めていきたいという趣旨で、多くの職員がより参加できるような配慮をしていく必要があるという課題は、ある意味続きます。永遠の課題になりますが、より一層参加率が高まるよう工夫を加えていきたいという趣旨でございます。

(議長)

今二つお答えいただきましたが、どうですか委員。

(委員)

曜日は関係ないということですね。

(議長)

その他、いかがでしょうか。まあ、新しい事業も立ち上がったということですので、その辺りについても。これは19ページでございますね。成果を上げていただきたいわけですけど。新しい事業が立ち上がるという場合の、立ち上げ方、その辺りはどのようになっているのでしょうか。その辺り少しご紹介していただけますと、ありがたいです。市民のみなさんからのご要望があるのかも知れませんが。

(人権政策課長)

今、市の方では、いろいろと市民の要望とか、今日審議会を開いていただいて、審議会委員さんの意見を踏まえまして、新しい事業をしていかなければと市が判断した場合

は、まず企画政策課の方で新規事業という調書を提出して庁内手続きを経まして、新年度予算要求し、実施していくという形になっています。

(議長)

この審議会で少しそういうことがあってもいいわけですね。まあ、そういうのも含めて。はい、ありがとうございます。その他、いかかですか。

(委員)

今の新事業についてなんですが、櫃原の人権審議会でいろいろな意見の中から、この一つの突破口としてされたのだと思います。実際は予算もできていませんし、外国人に向けての、この対象も一応市民となっています。その中に、私自身もこの5日の午前中、私が所属している保護者の会が少しお手伝いをさせていただきます。午後は交流センターの方がされるということです。もちろん来られる方は、櫃原市内の市民の方です。その中には、外国人も当然含まれています。外国人である私たちが、目の前に立つことによって、自分の民族の遊びやそういうものを主張することによって、提供することによって、私たちの中にも入っていく内容なんですね。本来私自身が望んでいる外国人の子どもたちの自民族を継承する機会というのは、この一つの事業で成し得る内容ではありません。でも、市として本当に突破口としてこの内容を出されたということは、協力していきたいなと思っています。でも、まだまだ予算もされていません。それから教育指針が出てますが、指針ではとても対応できない内容であると思うんです。やはり方針に向けてやっていくには、じゃあどんなことをしたらいいのかという市のビジョンが必要ですし、教育関係の中でもどんなビジョンを持ち、できたら指針から方針に向けてやっていくことをしない限り、予算や一般の市民の方に理解してもらう内容にはなっていないと思うんです。やはり外国人市民のそういう環境を整備することが、日本人の市民にとって本当にそれがいいんだという。国際的な理解や子どもたちを育てていく上で、各学校で交流会などがされている内容と、連結できていく内容だということが、本当に理解されていくためには、諸々の課題はたくさんまだまだあるかなと思っています。でも一定一つの新事業としてされることを、本当に同じ方向を向いて努力していくところをお互いにしていけたらなと思います。

(議長)

楽しみな事業だと思います。その他、よろしいでしょうか。そうしましたら資料編の方も、この間本当に充実してきているわけですが、ページ数も増え、いろんな資料が出てきているように思います。これにつきまして、いかがでしょうか。こんな資料もあつたらいいとかいうのもありますし、いかがですか。

(委員)

資料の方も、年々充実していただいてありがとうございます。と申し上げながら、なかなか通っていないところもかなりありますので、順番にいくつか申し上げます。78ページの「高齢者人口の推移」ページですが、基本的には人口問題研究所の将来人口推

計には、町単位まで全部出ている。将来推計の表では国のページしか載っていないのはおかしい。市のデータがちゃんとありますから載せてくださいと、原課を訪れてかあるいは部長さんに、この会議ではなかったかもしれませんが、申し入れたことがあります。パッと見でもおかしいと思いませんか。檀原市の過去のデータの下に国のデータだけが載せていて、市の将来推計が載せていないというのは。行政マンなら誰でも知っている話でしょうし。市の将来人口推計が国のホームページに載っていることぐらい。それを誰も突っ込みいれず、このデータの資料が上がってくること自体がちょっとおかしい。だって、これ人権問題啓発推進本部作成ということは、各部長さん全部一応目を通してゴーサインを出されたということでしょう。少し仕事が雑です。もう少ししっかりしてほしいな。もう一つは83ページの「北朝鮮当局によって拉致された被害者」ですが、もう少し細かくいろいろ書けるはずです。県警のホームページに、檀原市内で少なくとも4名でしたか拉致されたという疑いのある方だとか、個人名までも載っているわけですね。公のデータですよ。載せてもらいたい。4人ではなくて1人だったか2人だったか忘れましたが。あれは一町の方でしたね。あえて個人名をここに載せるかどうかという問題はあるかもしれませんが、市の行政として、そういう問題をちゃんと抱えているということを知るようにデータを載せてもらわないと困ります。特定失踪者といったら、200人、300人、400人の世界となってくるわけです。そういう数字も書いておかないと、本当に17人かなと思ってしまう。あり得ないですからね。もう少しこのページも工夫してもらわないと思います。その他にもいろんなページを見たら、突っ込みどころがあるのですが先に回答ください。

(議長)

今2点。78ページと83ページについてご指摘いただいたところですが。

(人権係長)

今、委員からご指摘ありました高齢者の人口につきまして、載せております「高齢者人口の推移」につきましては、福祉統計を参照にして載せております。「将来推計」につきましては、今の委員のお話を踏まえまして載せさせていただくようにします。それと、83ページの「北朝鮮当局によって拉致された被害者」に関しましても、中で精査させていただいて、載せるように検討いたしますのでよろしくお願いたします。

(議長)

ご対応いただけるというようなご回答だったと思います。それでよろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。

(委員)

今日の新聞を見ておきますと、「いじめ」についての記事が載っておりました。それによりますと、都道府県の1000人当たりのいじめ認知件数は、奈良県は8.8で比較的少ない方でした。しかし、本資料の95ページを見ていただきたいと思います。本市の「いじめ」というところに平成24年度は30.2という、この年だけものすごく

大きな数字になっていますが、何があったのかということをお教えいただきたいと思っております。

また、スクールライフサポーターというのが元警官とか、元校長の経験豊富な人を採用してやっているということですが、この人たちの勤務体制はどのようになっているのですか。授業中、放課後なのか、また、相談室で指導しているのか。主にどのような方法でやっておられるのかお聞かせください。

(議長)

学校教育課さん、お願いします。

(学校教育課長)

ただ今の委員からのご質問2点でございますけれども、平成24年度につきましては、30.2%、実数で言いますと222件という形で突出しているデータでございます。こちらにつきましては、県の調査で当時、平成24年度につきましては、例えば子ども同士がいやなことがあって喧嘩をしたということについても2件と計上しております。平成25年度以降につきましては、学校の方で「いじめ」という形で認知したものを計数しておりますので、平成24年度だけ突出しているという数字になっております。2点目のスクールライフサポーターでございますけれども、スクールライフサポーターは4名雇用しております、おっしゃった通り教員OB2名と警察OB2名で、各1名ずつでA班B班という形でそれぞれ回っていただき、各学校8時半から5時の間に3～4校回っていただきまして、特に指導が必要な教室とかを助言するとか、学校の方で抱えている問題を校長・教頭含めまして助言していくという形でいろいろな問題の早期解決を図っているということでございます。

(議長)

よろしいでしょうか。先ほどの24年度の30.2という数字は、集計の方法が少し違うということですか。注か何かでそれを入れていただけるといいかなと思います。それから、スクールライフサポーターに関しても統計に入れたらいいのではないかなというお話だったのでしょいかね。特にそういうことではないですか。

(委員)

いつからスクールライフサポーターが始まったのか。

(学校教育課長)

スクールライフサポーターにつきましては、平成26年度から開始しております。

(委員)

今の95ページのデータのやり取りに関連して、私ども現場を預らせていただいているということで、現場の状況を審議会のみなさん方にもお知りおきいただければいいのかなという意味で、関連発言ということでお聞きいただければと思います。

まず、いじめの問題につきましては、本日の各紙報道がなされておまして、それぞれ具体的な状況につきましては、件数の報告と同時に学校教育課の指導主事等に、あるい

はスクールライフサポーターの方にも、特に重大な課題ということについては、しっかりと報告を上げるようにしていくというようなことを心がけておりますし、そこにおいてもまたご指導いただいて対応するというふうにやっております。で、要は子どもたちの人権感覚をより豊かに磨いていく。それをきちんと見抜いていく教職員の人権教育に取り組む基本的な姿勢を確立するということにつきますと思います。ただ、先ほどもありましたように、カウントの仕方というところ、基本的にいえば子どもたちのアンケートを実施し、そのアンケートに基づいて担任等が判断をして上げていくということになります。ですから、非常に些細なことも、つまりいじめられたと感じる側の声をまず尊重しつつ、そして事情・事実を確認しながら指導にあたる。その上で総合的にこれはいじめとしてきちんとやらねばならないということになれば、当然それを指導という形で、あるいは報告という形になります。これは感じているところであるということで、まさにそれは教員が普段からその子どもたちの関係をきちんと見つめて、そうして指導するという形でアンケートの内容を十分精査をしながら分析をし、具体の指導をするという形をどの小中学校の現場もやっています。また、例えば私たちであります市の人権教育研究会という研究会、あるいは校長会・校舎長会等で、折にふれてお互いに情報交換や連携を図る、情報の共有を図るというそんな形をしております。いじめの防止方針について今市の方で重大事態に関する第三者委員会の報告を受けて策定されておることは、逐一校長会でも聞いていますし、一応私たちの方も市教委の指示の元に、これら方針については保護者にお知らせをしながら、もちろん保護者からアンケートに止まらず様々な問題提起があった場合は、それに即応するという形を基本として取り組んでおります。そういうときにスクールライフサポーターが月に2回来ていただいて、主に校長・教頭が対応しますけれど、当然授業風景を見ていただいたり、あるいは個別具体的に課題のある児童生徒をめぐる相談というようなことで、場合によれば担当教員等もその場に同席することもあり得るであろうと思います。私のところは管理職対応でほぼ終結しております。そういう形で非常に経験豊かな形のまさにサポートをしていただいているということで、現場としてはありがたく思っておりますし、あえて希望を申し上げればその拡充ということもお願いしたいと思っております。加えて昨年度から、心のケアールームティーチャーという措置をしていただきました。人権施策というところの範疇に入らないので、このデータ等にこの資料等に表れてないとは思いますが。これも臨床心理士の資格を持った若いみなさんが、教員とは違う目線で子どもの日常の活動に触れていただいて、従前スクールカウンセラーが配置されているものを更に補足するといえますか、拡充するということでしょうか、そういう意味で非常にきめ細かく子どもたちの様子を観察してくれております。これを私ども管理職の側が月の最終日の段階でチェックし、報告を見せていただいて、担任や教育相談部等での活動に資するという意味合いで、これはPTA等とも十分この活動内容については、私の学校でも「校長通信」等で発信しております。やはり現場としては非常に有効な役割を果たしていただいているという意味合

いにおいては、これの拡充ということも引き続きこんな機会ですけれども、まさに人権教育の観点からもこれら子どもたちに関わる施策というのは、非常に重要な意味を占めている。あるいは、ささやかでありますけれども成果を上げているのではないかなと思います。なかなか教育現場はご存知のように数値で表すというのは大変難しいわけです。その数値をどう解釈するのか、あるいはどういう位置づけということでその数値を廻るのか、まあ学力の問題にしろ、体力の問題にしろ、昨今は評価の観点で様々あるわけです。けれど、私たち現場の者とすれば、子どもたちのつぶやいていること、あるいはささやかなサインや表情や、そして教職員がその中で向き合って学んだ内容やあるいは教育活動に反映したことを、きちんと丁寧に共通理解を図り、そのことを保護者に子どもの成長・育ちとして発信していくというところに、結果として数値が伴っていくのではないかなと思います。数値のみが優先するということでは決してないという、これは私個人的な意見かもしれませんが、そのようにも感じております。数値の多寡をもって、それぞれの学校の教育がいかなるものなのかということで、これはいろんな意味で議論いただければ結構かと思えます。私としてはそういうところの本質的なところで、現場はいたりしませんけれども、取り組んでいるつもりであります。

もう一点は、非常にデータをめぐる、あるいは書式をめぐることで、いろんな形でご発言をされております。例えばこの審議会での様々な議論、質疑も含め、そして理事者からのご回答ということ、これは十分参加している者が共有できる場所だと思います。こういう機会と同時にここだけでなく、市の様々な例えば議会等においてこういう人権施策あるいは人権審議会の内容がいかに報告を、さらに議会という場でも議会が一番市民の意思を集約したりする場でもありますから、どのような反映をされていかれるのか。参加されている議員の委員さんは当然そのようにされていくと思えますが、やはり市の理事者の側としてもそういった人権審議会の内容をしっかりと議会の中で報告・反映していただくということは、それも一つの方法として一つの方策ではないのかなと思います。私は全てを見ておりません。関係の限りであります。あまりこの人権施策をめぐり議論というのが、もちろん各議員がそれぞれの発想で質問なり発言なされるのでありますから、そのことをどうこうということはさらさらありません。ただ、議員の側からの発信でしか人権の問題を議論されてないというよりも、むしろ折々にきちんと市長の方針ですね。その中に私もいくつか読ませていただいておりますが、もうちょっと折角この人権審議会を立ち上げて、各種団体のみならず様々な議論して積み上げている内容を、やはり理事者の側からも議会に向けた施政方針等への反映を、簡単に言えば人権政策というのをしっかりとこういう議論を経た上でやっているんだということも出していただく、発信していただく。そのことを元にまた、各議員さんにいろいろと議論していただく。非常に僭越ですけれども、そういうふうにこの審議会の議論と、そしていわゆる市政からの発信とが相まっていけば、もっともっといいものになるじゃない

のかなということ。非常に偉そうな言い方をして申しわけないですけど、今日のいろいろなやり取りを聞いて感じさせていただきました。

(議長)

ありがとうございます。はいお願いします。

(学校教育課長)

スクールライフサポーターの件でご質問いただきまして、一点訂正させていただきたいと思います。スクールライフサポーター平成26年度と回答いたしましたけれども、平成25年度から3名を雇用しておりまして、平成26年度に1名増員いたしまして、平成26年度より2班体制にしてきめ細かな対応をしているということでございます。申しわけございません。

(議長)

ご訂正ということで。今、委員から学校での現状ということと、この審議会の審議内容というものがどういう形で市政に反映されていくのかという確認の発言がございました。その辺り少し簡単で結構ですでお話していただいて、次の話題にいかがかなと思います。審議会の役割といいますか、その当たりの確認ということになるかと思いません。簡単で結構です。

(市民文化部長)

今委員の方から、特に議員の方へ。これだけの人権審議会としていろんな貴重な意見をいただき、そういったものも反映している。単に数値とかにとらわれず中味的なものというようなことで、必要な部分について議会にも報告して、その形がどのようになっているのかというようなところです。確かに議会の方では、やはり案件等がありまして議会での話合いが少ないのは事実です。ただ、今後進めていく中で、まずは委員からもいただいております例えば意識調査それに基づく計画とか、こういうのをやはり節目節目にやっていく。特にその状況ですが、そこまでにいくまでに一定のアンケートを実施して、計画をつくってきた。それを今度その実績がどうなっているのか、その検証をするのも重要です。今、申しました節目の時には、やはり議会にも報告させていただいて、委員の方からもこういう意見が出たということ踏まえまして、やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、委員。

(委員)

理事者席に議会局長なり議長なり課長なり出してもらうのは不可能ですかね。さっき議会の側でどのくらい扱ってもらっているのかわからないというような感じのお話だったと思います。個別には例えば何々党の議員は、先ほど申し上げたように女性の活躍の場をつくるための一般質問を一生懸命されてるし、あるいは他の党の議員さんは精神障がいの方の医療費を増大するとかの話を生懸命されてる。いわゆる各個別の議員がこ

この中に含まれている差別事象なりいわゆる被害の実態をなんとか解消しようとして、各議会の中で一生懸命話しているのは、議員同士だったらよく分かる話ですが、まとめとしてこの人権審議会が提案してきた内容を議会の議員全員が見て、だいたいこう話していて、こんな感じでやり取りしているというのは、こっちの人権審議会でもまたやり返す作業みたいなのは確かに今まで怠ってきた部分です。こちらの審議会の方々から見ると、議会が本当に動いてくれているのかどうか少し分からないという印象が出てくるのは、我々議会の側に責任があると思うんです。これについては当然いろいろと議論しなければいけないと思うのですが、方向性としては議長なり議会事務局長しか答弁できない話ですので、こっちの理事者席に局長でも来てもらわないと、ちょっとどうかなというところがあります。不可能ですかね。イレギュラー過ぎて無理ですか。

(議長)

今、そういう議会との関係というのが出てきましたけれど、審議会そのものがいったい何のためにあるのか、どのようなものを審議するのかということとも関わりますので、今日ここで何かを出すというよりも少し宿題にさせていただいて、今後の取り組みで、以前にも平成22年にはこの審議会の在り方について諮問がなされて、答申もあるということなので、その辺りも含めて次回以降少し審議会の在り方の確認というものをできたらなと思います。そのような形で預らせていただいてもよろしいでしょうか。委員すみません。そのような形で。それでは、そろそろ時間も近づいておりますので、今資料のところ、統計的な資料のところをご検討いただいたのですが、この後にもう一つの資料がありまして、文章的な資料、いろいろな法律だとか規則だとか、規定、方針というようなものがあるんですけど、この辺りの過不足はよろしいでございますか。だいたいこのような形で載せていただくということで。特に私は問題ないと思っておりますが。委員のみなさまのお気づきの点等があればと思います。資料編の後に資料があるのは、資料が二つあるような感じでちょっと分かり難い部分がありますけれど。「関連法規・方針等」ぐらいにしておいていただくと、最後の資料がより分かり易いかなという感じがしますので、ご検討をお願いいたします。その他、いかがでございますか。

(委員)

先ほどから、学校のスクールカウンセリングとかいじめの問題がたくさん出ていたんですけど、私は子どもの成長は心と体とが一番発達する時期で、一番アンバランスの時期でありますから、できれば各校に一人ずつカウンセラーなりが配置していただけるような方向で、市にお願いしたいと思うのです。たった二人しかいらっしやらなかったら、たまに見に行っても子どもの遊びとか行動をご自身で観察してもらって、事前に見つけないといじめは防止できないと思います。起こってしまったからではダメなんで、常に観察してもらえるような方が配置できるような予算に、将来的にお願いしたいと思っております。

(議長)

これも、先ほどの議会との関係で、少し要望がどのような形でできるのかということも含めてお預かりさせてもらえればと思います。そろそろ資料1の検討の時間がまいていけるのですけれど、「実施報告及び実施計画案」ということで、いくつか小さなところでの修正等ございますけれど、基本的にはみなさまにご了解いただき、ご了承いただいたという形で取り運びさせていただきたいのですが、委員のみなさま、いかかがでございましょう。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。そうしましたら、資料1に関しましては、以上で検討を終わりたいと思います。

続きまして報告事項ですけれど、差別事象の報告についてということです。事務局からお願いします。

【『同和地区問い合わせ電話事象について』事務局より報告】

(議長)

ただ今のご報告につきまして、ご質問ご意見ございますか。

(委員)

学校現場で、今この資料の報告の中に職員等への周知というのがありました。9月4日全職員に対してということで、これは学校現場教職員も含んででしょうか。私このことについては、公式には校長会等で人権教育課の方から聞かしていただけていないんですが。これはあとの報告とも関連すると思うんですけど、昨年度私ども差別暴言の電話を受けて当事者で、市の方で申し立てしていただけて、後であると思うのですが。やはり市内の様々な関係するこういった事件があったときに、やはり情報を共有しながら具体の差別事例として、実態の一つとして周知をしながら、同時に例えば部落問題を解決するために、何でこんな問い合わせがあるのかという。もちろん市民への啓発と同時に、その分析なりあるいは人権教育の課題としてこういうことを現場としても取組んでほしいという様なことも、是非ご指示ご指導いただきながら私たちもこれを取り組んでいくことになると思います。昨年の電話のときには、私どもの方から提起をし、人権政策課が取り組みをいただいて、人権侵犯事件として申し立てをいただいて今に至っているわけでありまして。逆に今度は人権政策課が啓発連協からお聞きになって、人権教育課を通じていわば保育・教育の現場の者にもまた伝えていただくと。そういう連携をしていただいたら大変いいのではないかなと思いますので。学校現場は、いろんな人権問題の子どもたちの発言というのがあります。長くなって恐縮ですけども、例えば障がい者をめぐる差別発現の一つに、「ガイジ」という言葉を子どもたちが頻繁に使う例もあります。例えばそうした問題を市民にどう啓発するかということも、人権教育課と人権政策課の連携の中で取組めることではないかなと思いますので、最後の話については付言の付則の話になりますけれど、よろしくお願いします。

(人権政策課長)

ここで職員に対しての周知ということで書かせていただいておりますが、これは庁内メール等で職員一人一人にメールを送ったということで、今のお話のように学校現場ま

で届いていなかったことについては、大変申しわけなく思っています。今後は人権教育課と連携を密にしながら学校現場まで届くようにさせていただき、また学校現場で起こった差別事象についても、人権政策課の方に報告いただいて、人権政策課としても市民への啓発という形で取り組んでいきたいと考えております。

(人権教育課長)

人権政策課長から連絡を受けていましたけれど、実際自分自身が校長会・校舎長会で説明をしていなかった、業務を怠っていました。すみませんでした。次回校舎長会でこの事象を周知し、校舎長の方でまた学校現場でもそういうことが起こらないような形で取り組んでもらえたらと思います。

(委員)

榎原市人権教育研究会として、今の話の実態を付け加えながら言わせてもらいますと、同和地区の問い合わせのこの事象につきましては、僕も知りませんでした。やはり自分とこの学校にしましても、地域から来ている、例えば今井でありましたら畝傍北小学校と隣り合わせですし、いろんな同地区に関する問題が周りにいろいろあるのかというふうに、今の報告を聞かせていただいて思ったりします。やはり子どもたちに自分とこの地域、また隣の地域のことに対していろいろ誇りを持って、この地域隣の地域とつながっていくというふうな取組を大事にしていきたいと思っております。

その中で委員の方から出していただきましたけれど、「ガイジ」発言についてももう少し触れておきたいなと思います。「ガイジ」。もうお分かりだと思いますが、「障がい児」ということを略して「ガイジ」というふうな発言で、行く子どもたちが非常に多いという現状がございます。これは学校内の「ガイジ」と、僕自身も言いたくないですが、子どもに対しての当て付け、または障がいを持った子どもに対しての投げられた言葉というふうに思われる部分が多いと思いますし、そういうことがあると思います。実際上はやはりちょっと違った子どもの言動や発言、おかしいことを言っている、そういう子どもの言動や発言に対して、ちょっと違った子に対して「ガイジ」って投げかける場合もたくさんございます。だから違いということを、やはりおかしいことと捉えながら投げかけられる言葉に対して、子どもは学校の問題として捉えていくのです。実際どこで聞いたかを子どもたちから聞きますと、塾とか地域の中で特にみんなが言っているという子どもの発言が多いです。だから、障がいを持った子どもたちに投げかける言葉としてではなくて、社会の中で、人権の基本的視点の2番にもありますけれど、違いを豊かさとして捉えるというそういう視点に立って、やはり僕ら教育する者としても、違いこそやはり大事なものだというふうな、それこそ先ほど委員がおっしゃってましたけれど、差別意識の根底にある、やっぱりみんなが違ってそれでいいんだというふうな意識を、子ども学校はつくっていきたい。先ほどの反対になりますけれど、学校から社会に発信していく、そういうつながりがより必要なのかなと思います。

人権意識の高揚という意味で言いましたら、学校と社会のつながりというのは欠かせない大事なつながりであります。その意識の高揚と言いますか、逆に言えば差別は事象としてはなくすことはできると思いますけれど、差別意識をなくすことは、まあ先生に話を聞く中では「できない」とおっしゃる人もおられますが、子どもはやはりちょっとでも減らしていくというか、そういう考え方に立って、違いをもっともっと見つめながら、マイナスの違いもあります。やはり好き好きというか、ものの見方考え方でこれが好きで、この色が好きというような見方もあります。良き違いもあると思います。そういう違いをもっともっと整理しながら、子どもたちに違うことの大事さというか、そのことを差別意識の解消として大事にしていきたい。その中に例えば鄭委員もおっしゃっておられましたが、多文化というか外国の文化の違いとかをベースにしていきながら、差別意識の解消から個別具体的な差別の問題につなげていくということ、子どもは学校と地域社会がつながりながらやっていきたいと思っておりますので、先ほど福西委員の方から「僕ら聞いていなかった」という話もありましたけれど、お互いにそういう情報の連携をしながら、差別意識の解消に向けてやっていきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(議長)

重要なお指摘をいただきました。

(委員)

もう12時5～6分前で大変申しわけないんですけども、この問い合わせ電話。今まで榎原市人権教育推進協議会の地区別懇談会等で、何回もテーマとして出てきた問題で、自分としてまだ未だこんなことが現実としてあるということで、返って驚きを感じております。やはりまだまだ市民への啓発というのが、行き足らなかった。先ほど市民の意識が委員からありましたけれど、そういう差別意識の払拭がまだまだできていなかったということも、十分私たちは感じていかなければならないと思います。今後もこのことは、今このいいリーフレットがありますが、もし出される場合もう少し字数を減らして大きな字で、何方でも理解できるリーフレットを何とか作成していただいて、今後起こり得るこの問い合わせについて、市民がまた人推協の者たちが積極的に活用し学習していく場を、今後ともに考えていかなければならないということ、今改めて感じさせていただきました。

(議長)

いろいろ重要なお指摘をいただきました。もう一つ報告がございます。最後のご報告をお願いします。

【『榎原市内中学校等への部落差別にかかわる暴言について』事務局より報告】

(議長)

これにつきまして、ご意見ご質問等があれば承りたいと思います。よろしいでしょうか。前回からずっと継続のご報告いただいている件ですので、よろしければ次に、いかせていただきます。その他ですが、何かございますか。

(事務局)

【『これからの人権審議会の予定』を事務局より報告】

(委員)

これは理事者の方に対してではなくて、我々自身で決めることができる問題なのですけど。やはり2時間はちょっと少ないですよ。何度か言わせていただいていると思うんですが。せめて午後1時スタートで、4時間ぐらい審議時間を設けていただかないと、間の各ページのことができないのです。もうちょっと時間のとれるような設定の仕方をお願いしたいです。要望でかまいません。

(会長)

はい、分かりました。事務局の方とご検討させていただきたいと思います。それではこれですべての案件が終わったと思いますので、マイクを司会にお戻ししたいと思います。よろしくをお願いします。

(司会)

長時間に渡る熱心なご審議、また、多くの貴重なご意見ありがとうございました。本日ご審議いただきました会議録につきましては、事務局でまとめまして委員の方全員にお送りさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

この会議録につきましても樞原市ホームページで公開予定をしております。それでは、本日の人権審議会は、これで閉会といたします。ありがとうございました。